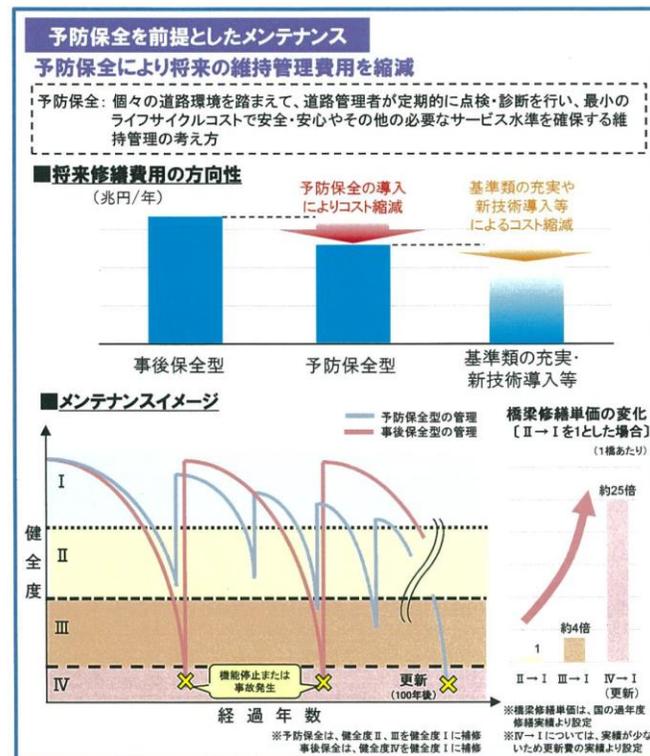


事業名	道路構造物補修事業		路線名等	中和土木事務所管内	
箇所名	中和土木事務所管内				
事業の概要	目的	奈良県内の多くの橋りょう等の道路施設は、高度経済成長期に建設されており、今後、建設後50年を経過することで劣化・損傷の危険性が高まっている。奈良県内の安全・安心な道路ネットワークの確保と維持管理コストを縮減するため、計画的かつ効率的に、道路構造物の補修を実施する必要がある。			
	事業内容	橋りょう補修工事 N= 2施設 トンネル補修工事 N= 1施設 大型構造物補修工事 N= 2施設 合計 N= 5施設			
	着手年度	平成30年度	完成年度	平成33年度	全体事業費
定性的評価	事業の必要性	・平成26年度に道路法施行規則の改正により、5年に1回の定期点検が義務化された。 ・この定期点検において、特に、Ⅲ判定と診断された道路構造物については、「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」であり、5年後の次期点検までに補修を行う必要がある。 ・今回の138施設は、次期点検までに補修を終了するために、H30年度新規着手すべきものである。			
	上位計画等	長寿命化修繕計画			
	事業の有効性 (事業により予想される効果及び影響)	計画的かつ効率的な『予防保全』型維持管理を行うことにより、安全・安心な道路ネットワークの確保と維持管理コストを縮減できる。 【便益に計上されていない効果】 ①安全で信頼性の高い道路サービスの提供 ②緊急輸送道路の安全性、信頼性の確保 ③①、②による地域住民の生活・経済活動の安全・安心の確保			
	コスト縮減への取組み	橋梁点検の結果等を踏まえ、『事後保全』型維持管理から、計画的かつ効率的な『予防保全』型維持管理へ転換を図る。			
地元情勢等	市町村管理施設においても計画的かつ効率的な『予防保全』型維持管理を実施するため、県が市町村に対して『垂直補完』により、技術的支援等を行う。				
他計画他事業との関連	奈良県道路整備基本計画				
評価結果	左の理由				



省令・告示の施行、点検要領の通知(道路管理者の義務の明確化)



道路法施行規則(平成26年3月31日公布、7月1日施行)(抄)  
 (道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)  
 点検は、**近接目視**により、**五年に一回の頻度**で行うことを基本とすること。

【診断】 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(平成26年3月31日公布、7月1日施行)  
 トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態